

(別紙1)

令和8年度「おかやま子育て応援宣言企業活性化事業」業務委託仕様書

1 業務委託名

おかやま子育て応援宣言企業活性化事業

2 業務目的

県では、平成19年度から、仕事と育児が両立できる環境の整備や地域における子育て支援等に積極的に取り組むことを宣言した企業・事業所（以下、「企業等」という。）を「おかやま子育て応援宣言企業」として登録しており、現在約1,600社・団体が登録している。

今後も登録企業の拡大とともに宣言内容のブラッシュアップを図り、企業の子育て支援の取組を推進し、少子化対策の強化につなげることを目的とする。

3 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

4 委託業務内容

(1) 「おかやま子育て応援宣言企業」新規登録企業の掘り起こし・助言・調査

「おかやま子育て応援宣言企業」への登録を希望する企業等を訪問し、宣言の内容が基準を満たしているかの調査確認を行うとともに、宣言内容について、適宜助言を行い、結果について、別途定める調査報告書を県に提出する。

なお、登録企業の掘り起こしも行うこと。

(2) 「アドバンス企業」認定審査及び掘り起こし等

「おかやま子育て応援宣言企業」のうち、従業員の仕事と家庭の両立支援に特に積極的な取組を行っている企業等を「アドバンス企業」(※)として県が認定する。

認定に関する審査事務を行うほか、企業の掘り起こしや、申請に向けた助言・補助を行う。訪問・調査結果については、(1)と同様、別途定める調査報告書を県に提出する。

【参考】

※「アドバンス企業」：次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を労働局に提出し、法令に基づく時間外労働の上限規制を遵守するなどの基準を満たした企業。

認定の有効期間は、認定を決定した日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間。（経過措置として、令和3年度以前の認定企業の有効期間は令和8年度末まで）

(3) 「アドバンス企業」更新審査に係る取りまとめ

おかやま子育て応援宣言企業「アドバンス企業」に係る更新審査について、有効期間満了を迎える企業等に対する案内、申請受付、申請受付から審査完了までの取りまとめ、並びに県への審査結果の報告を行う。

(4) 既登録企業への調査

既登録企業に対し、現況調査及びニーズ調査（アンケート調査）を実施する。調査項目は、県と協議の上決定するが、想定は下記①～④のとおり。（回収率は50%程度を見込む。）

- ①既登録項目の確認（あらかじめ印字した調査票に記載）
- ②宣言内容の達成度（選択式・記述式）
- ③宣言内容に関する成果（記述式）
- ④「おかやま子育て応援宣言企業」制度に関する各種要望項目等

(5) 調査結果の取りまとめ

(4) の調査結果について、取りまとめ、下記①～③の業務を行う。

- ①調査票の仕分け
- ②登録内容変更箇所のデータベース（エクセル表）への入力
- ③県知事賞贈呈企業の候補者選定補助

(6) 広報

「おかやま子育て応援宣言企業」制度に関する広報を、様々な機会を通じて実施するほか、必要に応じて、子ども未来課が指示する県制度、県主催講座・イベント等の広報を行う。

(7) その他独自提案

上記(1)～(6)の事業に関連し、「おかやま子育て応援宣言企業」の活性化に資する提案があれば、「独自提案」として事業計画書に盛り込むこと。

(8) 事業の目標量

新規登録企業への掘り起こし70社程度、「アドバンス企業」認定・更新審査160社程度及び、認定申請企業の掘り起こし、申請に向けた助言業務を10社程度実施することを見込み、これらの目標量に対応できる支援体制とした内容、積算を見積書に盛り込むこと。

併せて、(7)のその他独自提案がある場合は、提案書に目標数値を記載すること。

5 注意事項

- ①委託業務において知り得た県や企業の情報等については、守秘義務を課する。
- ②本事業の実施に伴い取得した個人情報の本事業以外で利用しないこと。
- ③特定の商品の販売・販売のあっせん、当事業以外の業務への勧誘を行うなど、事業の趣旨を逸脱する活動を行わないこと。
- ④本事業の一部を第三者に再委託する場合には、あらかじめ県に対して、再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法を報告し、承諾を得ること。
- ⑤事業により開発、作成された成果品に係る著作権その他の権利は、県に帰属するものとする。
- ⑥その他、本仕様書に定めのない事項については、県と受託者双方で協議の上定める。
- ⑦本業務に係る委託料の用途を明らかにしておくとともに、支出内容を証明する書類を本業務終了後5年間に達する年度末まで整備すること。